

国民年金保険料、産前産後期間の免除制度が来春スタート

知らなきや損する

平成31年4月から国民年金保険料でも産前産後期間の免除制度が始まります。

日本に住む20歳から60歳までの人は国民年金への加入が義務付けられています。

職業などによって図のように3つに分類されます。自営業者・学生等(第1号被保険者)、会社員・公務員(第2号被保険者で厚生年金の加入者)、会社員・公務員に扶養されている年収130万円未満の配偶者(第3号被保険者)の3分類で記録されます。女性の場合は、この年金記録が結婚や出産などで変化することが多々あるので注意が必要です。

例えば、会社員(第2号)の女性が20歳以降に結婚して出産する場合、①出産後育児休暇を取ってその後職場に復帰する人は第2号のまま記録②出産を機に会社を辞めて専業主婦になる場合は、夫が会社員(第2号)なら妻は第2号から第3号へ、夫が自営業者(第1号)なら第2号から第1号へ年金記録の変更が必要。また夫も妻も第1号なら出産しても妻の年金記録は第1号のままです。

保険料は、第1号は、平成30年度月額1万6340円。第2号は、厚生年金の保険料を納めるので、国民年金に加入していますが保険料の支払いはありません。第3号は、国民年金の保険料を支払うことなく国民年金が支給されます。

そこで妻が出産した場合の保険料については、①出産予定日又は出産日の前42日間と出産後56日間は、会社を休んでも厚生年金の保

厚生年金 基金	年金払い 退職給付
(代行部分) 厚生年金 (報酬比例部分)	厚生年金 (報酬比例部分)

国民年金(基礎年金)			
自営・自由業者 (第1号被保険者)	会社員等 (第2号被保険者)	公務員等	第2号被保険者の配偶者 (第3号被保険者)

険料(健康保険料も含めて)は免除、さらにその後の職場復帰までの育児休暇中も免除され、保険料を支払ってはいませんが年金は支払ったとみなされて支給されます。②の第3号になれば、国民年金(健康保険も)の保険料の支払いは必要ありません。

そして第1号の場合、出産しても現在は保険料の支払いが必要となっていますが、来年4月から、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(「産前産後期間」という)の保険料が免除されることになりました(来年3月出産予定の人は、4月分・5月分が免除)。

多胎妊娠(双子以上)の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月の免除です。免除のためには届け出が必要で、届け出先は、市や町の国民年金課です。

なおここで出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいい(死産、流産、早産された方も含みます)、出産の費用については、健康保険から一時金が支給されます。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン